

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（134）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年1月1日号)

小田中 聡樹（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

明けましておめでとうございます。

今年もよろしく願いいたします。

今年の一号は2017年4月に生じた諸問題の内、戦争政策の展開を取り扱います。

## 第一章 戦争政策の展開と抵抗

### 一 教育勅語の教材化

(1) ①2017年3月31日、安倍内閣は「学校において勅語をわが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切である。だが憲法や教育基本法などに反しないような形で勅語を教材として使用することまでは否定されることではない」とする答弁書を閣議決定した（4月2日赤旗）。つまり、憲法と教育基本法に触れないなら教材として使うことを認めた。

②では、教育勅語とはいかなるものかについて簡単に述べれば次の通りである。

教育勅語は1890年10月30日、明治天皇によって発布（創唱）され、前年に公布された明治憲法と一体となって天皇制軍国主義教育の根幹を形成した。その中心となるのは、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮の皇運ヲ扶翼スヘシ」の部分である。その意味は、天皇制(国家)のためには命を捧げよ、ということである。

③当然のことながら、平和教育を理念とする教育基本法（1947年3月公布・施行）に抵触するものとして、1948年6月

に国会は教育勅語の排除・失効を確認する決議を行った。

ところが2006年9月第一次安倍政権が発足し、その3ヶ月後に教育基本法の改定がなされ、「国を愛する態度」が教育の目標に取り入れられた（同法2条3項）。

④問題は二つあると考える。一つは、この閣議決定に法的効力があるか。二つは、その現実的効果如何である。

前述のように教育勅語は、平和憲法及びその下の教育基本法の理念と合致しないので法的に無効である。またこの閣議決定は、無効な教育勅語を教育現場に教材として持ち込むものであり、その現実的効果は安倍内閣の軍事国家化政策の教育面での具体化の一環とみるべきである（3月1日朝日新聞、3月2日赤旗）。現に森友学園（安倍内閣下で国有地払い下げが問題化した学園）では、幼稚園児に教育勅語を素読（暗唱）させたのである（3月4・5日朝日新聞・赤旗）。

(2) ①2017年3月31日付官報で、文部科学省は、新中学校学習指導要領の保健体育の武道に「銃剣道」を加えた。

同要領は、“銃剣道を通して我が国固有の

伝統と文化により一層触れることができるようにすること”としている（4月1日朝日新聞、4月2日赤旗）。

②もともと銃剣道は、スポーツそのもの

というより殺し・殺されることを目的とする戦闘用武術である。このような武術を中学生の教科として強制するのは、憲法及び教育基本法の平和理念に反する。と同時に、

## 二 軍事と研究

(1) ①2017年3月24日、日本学術会議幹事会は新声明を発表した。1949年に創設された学術会議は、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わない」、1967年にも「軍事目的のための科学研究は行わない」とする声明を出している。この2声明を、今日の問題状況の中で継承したのが新声明である。

②新声明は大要次のように述べている(全文は望月衣塑子(東京新聞記者)『日本のアカデミズムと軍事研究』世界2017年6月号87頁以下)。

③近年、学術と軍事が接近している中、われわれは大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学問の自由及び学術の健全

(2) ①軍学共同は、実は防衛省の「安全保障技術研究推進制度」の資金のみでなく、米軍資金の流入によっても推進されている。その実態の一端については2017年3月分の拙稿で述べたので繰り返さない。が、その本質として日本が武器輸出国となるか、それとも平和国家として平和経済の道を歩むかの問題がある。

この問題を鋭く論じた本田邦宏(獨協大学教授)『武器輸出の経済的リスク』世界2017年6月号の論文の要旨を紹介し、学すべき点を抽出する。

④いま武器市場で広がっているのは「オフセット取引」という契約方式である。「オフセット」とはこの場合は「交換条件付きの契約」と言いかえてよい。例えば、日本が自

この動きが安倍内閣の軍事国家造り政策の一環であることを見逃してはならないと思う。

な発展と緊張関係にあることを確認し2声明を継承する。

⑤科学コミュニティが追求すべきは何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会の負託に応えることである。そのためには研究の自主性・自律性・公開性が担保されねばならない。

⑥しかるに防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」(2015年発足)では政府による研究への介入が著しく、問題が多い。

⑦軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設け、学協会等においてガイドライン等を設定することが求められる。

前の戦闘機の生産を断念しアメリカの戦闘機を輸入する代わりに、アメリカの戦闘機の部品生産や組み立てに参加させることを交換条件とする。つまりアメリカの軍需産業は、武器開発の主導的地位を確保し、他国にはパーツメーカーの役割をあてがう。

⑧しかし、今日では「オフセット取引」の様相も内容も多岐にわたり、規模も拡大している。武器輸入国は、欧米その他の軍需産業に対し輸入と引き替えに、それらの国の武器生産への参加・技術移転のみならず、様々な経済開発への協力を求めるようになった(例えばインフラ整備、高等教育援助)。

⑨このように武器は輸出してそれで終わるものでない。輸出企業は、輸出先の国々の経済開発や技術移転に深く関与し、輸出先

の政治的責任の一端を担うことになる。これが武器輸出市場の特殊性である。

㊤アメリカは、官民あげて日本の軍需企業との提携を模索する。そこで日本の武器輸出の本格化の問題が浮上し、日本政府は武器輸出3原則を緩和し、アメリカや諸外国との「防衛装備・技術協力」を積極的に進め、それに応えようとしている。このことは、日本の優れた技術が流出し、アメリカの軍需産業と共に輸入国と長期に関わり、利益の裏にある莫大な「オフセット債務」の返済を履行し続けることになる。

㊥大量の武器輸出の結果として、アメリカの軍事技術が世界中に拡散している。その拡散経路の一は技術移転、二は他国・他社の製品を分解して構造を調べ、独自に作るプロセスを目指す。そしてアメリカの特許（特許）保護戦略は、拡散した技術の使用料を確実に徴収することを目的としている。

㊦日本に対する武器輸出3原則の緩和要求や日本企業との連携の強化は、アメリカ企業の抱える高額の開発費を分散し、新興

㊧この本田論文から学ぶべきは次のことであると考える。

㊨大戦下でもないのに、武器ビジネスによる軍事力の開発・強化への営為がアメリカを中心として営まれていること（論旨全体）。

㊩アメリカに従属して、日本（やイスラエル）などのパートナー国で同様の営為が営まれていること（論旨㊤㊦㊧㊨）。

㊪武器ビジネス（武器の開発・製造・輸出入・売込みなど）は取引先の国の国政に深く

㊫㊬しかし、「軍学共同」には学者・研究者からの反対の動きが強い。例えば、2017年4月4日、京都大学の教職員・学生・

国の武器市場への売り込みをはかろうとするものであり、従属的パートナーを求める狙いがある。

㊭しかし、武器ビジネスは、個別企業の経営にとってもそろばんに合わず、マクロ的にみてもパテント競争と企業集中の結果として経済全体が生産性を高めたかといえ、ノーである。

㊮今日の軍事技術開発が実用性や採算を度外視してまで武器の性能の向上をめざす理由の一つは、アメリカ軍需産業の特許重視の戦略と、軍事技術面での際限のない開発競争に対する政策的要請とが誘発しあっているからである。

㊯アメリカ政府は、武器輸出を行う際に軍事的バランスを考慮し「抑止力」を適切に配置するために行われるものであることを常に強調している。日本が武器輸出に乗り出す場合にも同様の説明がなされよう。

㊰しかし「真の抑止力」とは何か。それは、戦争の惨禍を繰り返さないという国民の感情こそが抑止力として作用するのである。

関与・干渉するようになること（論旨㊭）。

㊱その大義名分は、「抑止力」強化であること（論旨㊰）。

㊲真の「抑止力」とは、戦争の惨禍をくり返さないという国民＝人民の感情（平和志向）であること（論旨㊰）。

㊳そして右のことに付け加えたいのは、安倍政府の「軍学共同」推進の背景にも軍事のビジネス化の動きという要因が大きく作用しているということである。

院生の有志（184名が賛同）が山極寿一総長宛てに要請書と署名を提出した。（4月5日赤旗）。

要請書の主要な点は、「軍からの研究費の援助を受けることは、その研究成果が戦争に利用されるので好ましくない」とする部局長会議の申しあわせ(1967年)の精神に反するものと確認し、対外的に表明するよう山極総長に要望するものである(なお、要望書は、防衛省の研究費助成にも応募すべきでない、とした)。

㊦「軍学共同反対連絡会」(研究者と市民とでつくる会)は、“学術会議が3月24日決定した軍事研究に関する新声明の意義と今後の課題に関する声明”を発表した(3月6日赤旗)。

同声明は、学術会議の新声明を評価し実効あるものとするために、次の4点を訴えるものである。

(i) 新声明を支持する、(ii) 学術会議は全国でフォーラムを開き、常設委員会で議論を継続する、(iii) 各大学・学会で審査制度やガイドラインを検討する。(iv) 大学が防衛省の資金提供制度への応募を認めることはあり得ず、その撤廃をめざし力を尽くす。

㊧3月13日、学術会議は、東京都内で総会を開き、新声明や議論内容をまとめた報告(杉田安全保障と学術に関する検討委員長)を承認し、同月14日の総会で討議した(3月15日赤旗)。

討議では、“科学者として国の安全保障の研究を進めるべきで、新声明に遺憾を覚える”とする意見も出されたが、圧倒的多数の意見は“学術研究は国家のためでなく世界人類のためのもの”として新声明を支持するものであった。

また、新声明を基に各大学での議論とガイドラインの制定とを求める新声明を出した学術会議の姿勢について、“各大学への丸投げではないか”として新声明に疑義を呈する意見が出たが、信州大学の会員からは

大学の評議会で防衛省の制度には応募しないと決めた。新声明が議論に役立つ”とする意見が出た。杉田委員長も“軍事関連機関からの資金には新声明は慎重な対応を求めている”と述べ、丸投げではない、とした。

㊨3月14日、軍学共同反対連絡会(研究者と市民でつくる会)は、東京都内でリレートークを行った。

西山勝夫滋賀医大名誉教授(同連絡会と軍学共同反対滋賀連絡会との共同代表)は、“新声明の趣旨を捻じ曲げないよう取り組みを拡げ、防衛省の資金提供制度の撤廃をめざそう”と訴えた。

また井上聡日本科学者会議事務局長は、大西隆学術会議会長が新声明は世間一般の意見を反映していないなどと発言したことに強く抗議した。また香山リカ立命館大学教授は、大学での軍事研究とはとんでもないと言うのが一般市民の感情だと述べた。

㊩4月14日、軍学共同反対滋賀県連絡会は、県内で独自に作った軍事研究禁止を求める署名1087人分を学術会議に提出した(以上3月15日赤旗)。

㊪以上に記した経過からも読み取れるのは、学術会議内に新声明に積極的評価を下す流れと(この流れの中に、学術会議が各大学に対応を求めたことには疑義を呈したのも含める)と、軍学共同を受容する立場から新声明を批判する「批判派」の流れとが対立しせめぎ合っていることである(なお、後者の流れにいたのが大西会長であり、「安全保障技術研究推進制度」が発足した初年度から防衛省の助成金を受けた豊橋技術大学学長である。しかも学術会議が新声明を出す一つの契機をなつたのが、大西会長が2016年4月の総会に於いて“大学などの研究者が、自衛目的の研究をすることは許容されるべきだ”との私見を公表したことであった(前掲望月論文参照))。

④つまり新声明は、大西会長などの「批判派」へ批判・対抗する見解であり、研究者・大学人の良心の発露なのである（なお、室蘭

工大の新声明支持については赤旗4月15日）。

### 三 軍事力強化

(1) ①米軍普天間基地配備の米軍機オスプレイが、日米共同訓練のため横田基地を拠点に18日間にわたり、訓練を行った（4月8日赤旗）。

②横田基地の撤去を求める西多摩の会の高橋代表は語った。

(2) 4月27日日本平和委員会は、オスプレイの飛行実態や調査・監視などについて交流する会を東京で開いた。これは、群馬、新潟両県を中心に行われた日米合同演習にオスプレイが飛来したことを踏まえた交流会である。

小泉親司理事は、“他国を侵略する部隊を一国に配備することの重大性やオスプレイが果たす役割を分かり易く伝えていくことが闘いのポイントになる”と問題提起した。（8日赤旗）。

(3) ①②2017年4月14日、衆院本会議は、ACSA（日米・日豪・日英それぞれの物品役務相互提供協定）の改定案を可決・承認した（自民、公明、維新などが賛成。共産、民進、自由、社民・沖縄の風が反対）（4月15日赤旗）。

③ACSAとは、自衛隊と他国軍とが軍事物資を融通する際の決済手続きを定めた協定である。他国軍への弾薬提供や発進準備中の戦闘機への給油が、日本が直接攻撃されるケースのほか、安保関連に基づく④他国への攻撃で日本の存立が脅かされる明白な危険がある「存立危機事態」、⑤日本の平和と安全に重要な影響を与える「重要影響事態」、⑥国際社会の平和を脅かす戦争な

“6機は過去最多で、18日間も最長だ。104回には驚いた。やりたい放題で、今までにない激しい訓練だった。自衛隊演習場以外の広い地域を飛び回った。米軍にとっては、日本中が訓練場なのか”。

東京、埼玉、神奈川、群馬、長野の代表が米軍基地の実態を報告した。そして東京の代表が次のように指摘した。“米軍が横田基地にオスプレイに加え、無人偵察機の一時配備を狙っている。配備撤回へ市民団体を広範な連絡を築いていきたい”と述べた。

また埼玉の代表は、オスプレイが20自治体の上空を飛んでいると指摘し、“ふるさとの空を侵略戦争の訓練に使わせるという世論を拡げていきたい”と述べた（4月2

日に国際社会が対処する「国際平和共同対処事態」にも適用範囲が広げられた（4月12日朝日新聞）。

◎政府は、米豪両国とは1月に改定に署名し、英とも同月初締結した。そして、安倍首相は、3月の国会答弁で、“平和安全法制によって幅の広がった日米間の安全保障協力の円滑な実施に貢献し、協力の実効性を一層高める。自衛隊と豪軍や英軍との緊密な協力を促進し我が国の平和と安全の確保に資する”と述べた（そして今回の承認を足がかりとして締結国を拡げる方針という）（4月12日朝日新聞）。

④反対討論を行った井上哲士議員（共産党）は、次のように指摘し批判した（4月15日赤旗）。

(i) 戦争法により、協定の適用対象が他国間訓練や「重要影響事態」などに大きく広がる。憲法違反の戦争法と一体のものであり、到底容認できない。

(ii) 3 協定は世界規模で展開する米軍の軍事作戦に不可欠な物資や役務を米軍が

(4) ①政府関係者が明らかにしたところによれば、稲田防衛相は戦争法に基づき「武器防護」の実施を自衛隊に命じた(4月30日朝日新聞)。

②この命令の根拠は、自衛隊法95条の2であり、「グレイゾーン事態」(平時あるいは武力攻撃を受けたとまでいえない事態)で「自衛隊と連繋して我が国の防護に資する活動」に関わっている米軍などの武器や設備などを防護するため、自衛艦が「合理的に必要と判断される限度」で武器を使えると定めた条文である。

③2017年5月1日、海上自衛隊艦船「いずも」(ヘリ空母)が横須賀基地を出港し、米艦(米海軍の貨物弾薬補給艦リチャード・E・バーガ)の防護を実施した(5月2日朝日新聞、赤旗)。バーガは、日本海に向かい、北朝鮮に軍事的圧力をかけている米原子力空母カール・ビンソン、イージス艦などへの燃料補給を行うとみられる。なお、防

必要とするとき、いつでも調達できる集団的軍事支援網を構築するものだ。安保理決議もない米軍のシリア攻撃を支持した安倍政権の下で、違法な武力行使への協力の可能性が高まった“と(前掲赤旗)。

衛省は、「米艦防護」を実施したかは公式には明らかにしていない。

④この米艦防護命令は、いかなる意味を持つか(5月1日赤旗参照)。

⑤2016年11月の南スーダンPKOでの「駆け付け警護」に続く任務付与となる。

⑥今回の「米艦防護」を行う海域は、カール・ビンソンなどが展開する日本海側ではなく、太平洋側の日本領海内(房総半島から四国沖)とみられるため北朝鮮からの威嚇や攻撃の可能性は低く、米軍を実際に「防護」するかは想定されない。

◎となると、今回の命令は、北朝鮮のミサイル発射の事実を口実とする、安倍政府による「戦争法」の「実績づくり」であるとみられる。

(以下次号)